

○総務省令第四十六号

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百一号）第一条の規定に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月二十四日

総務大臣 鳩山 邦夫

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和三十七年自治省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号中「又は」を「若しくは」に、「をいう」を「又はその他これらに準ずる事務所であつて総務大臣が定めるものをいう」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。